

議案第 69 号

北本市立教育センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市立教育センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市立教育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立教育センター設置及び管理条例（平成元年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「北本市緑 4 丁目 198 番地」を「北本市栄 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。